

原油価格高騰対策給付金を支給します

▶ 問合せ 総務課財政係 ☎ 24-5111 (内線142)
保健福祉課福祉係 ☎ 24-5111 (内線131)



昨今の原油価格の高騰に加え、新型コロナウイルス感染拡大による生活への影響が続いていることから、経済的に厳しい世帯を支援するための灯油などの購入費用の負担軽減を図るため給付金を支給します。

◆対象となる世帯

次の①または②のいずれかに該当する世帯。

- ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給が決定した世帯(2月号12ページ参照)
- ②令和4年2月1日時点で村民であり、平成16年4月2日以降に生まれた児童を養育している母子・父子のみまたは、そのどちらもない世帯

◆支給額

1世帯につき、現金10,000円
支給は1世帯につき1回となります。

◆申請方法

①の世帯は申請不要です。②の世帯で村から支給通知が届いていない世帯は役場に申請が必要です。

◆支給の方法

- ・臨時特別給付金または児童扶養手当の指定口座へ振り込み
- ・窓口で現金支給
- ・申請書で指定した金融機関の口座へ振り込み

◆申請期限 (②の世帯で、村から通知が届いていない場合)

令和4年5月2日(月)まで

給付金の趣旨をご理解の上、お早めに申請いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

入学や就職で引っ越したら

正確な住所の届出を忘れずに

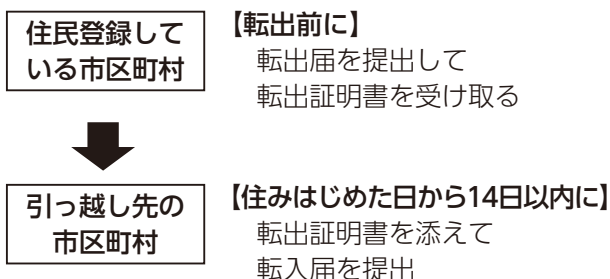
▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115)



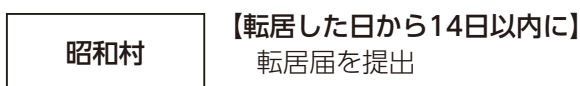
▲身分証明書となるマイナンバーカードの「住所」などは、最新である必要があります。

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険や国民年金などの資格を確認したり、選挙人名簿に登録したりするなど、大切な手続きです。入学や就職などで引っ越しする場合は必ず手続きを行ってください。

◆転出・転入の手続き



◆村内で転居する場合



◆届出に必要なもの

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・その他(印鑑登録証、国民健康保険証、介護保険証、福祉医療費受給資格者証など)

- ◎マイナンバーカードをお持ちの方は、転入・転居の届出の際には必ずお持ちください。
- ◎代理人による届出の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要になります。
- ◎正当な理由なく住民票の異動届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。